平成 24 年 5 月 18 日

各　　位

会 社 名　天 馬 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　吉田　長幸
（コード：7958　東証第一部）
問合せ先　総務部長　　西原　博幸
（TEL．03－3598－5511）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 64 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

（１）株主総会において特別決議を要する事項の審議をより確実に行えるようにするため、現行定款第15条に第２項を新設し、定足数の緩和を行うものであります。

（２）上記のほか、字句の整備を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

３．日程

定時株主総会開催予定日　　平成 24 年 6 月 28 日（木）

定款変更の効力発生日　　平成 24 年 6 月 28 日（木）

以　上

別　紙

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変　更　案
第三章　株主総会	第三章　株主総会
第 15 条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。	第 15 条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
＜新　設＞	2. 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。